

俱知安町まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱

平成27年4月1日

俱知安町要綱第26号

改正 平成27年10月1日要綱第41号

改正 令和元年10月7日要綱第28号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり全庁的に取り組むため、俱知安町まち・ひと・しごと創生推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 俱知安町人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) 俱知安町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び進行管理に関すること。
- (3) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者以外の者の出席を求め、必要な説明又は意見を聴くことができる。

(下部組織)

第6条 本部長は、必要に応じて本部の下部組織として、分科会、ワーキンググループ等を設置することができる。

- 2 分科会、ワーキンググループ等の構成員は、本部長が指名する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、総合政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月7日から施行する。

別表（第3条関係）

	職名
本部員	統括監
	総務課長
	総合政策課長
	総合政策課参事
	税務課長
	住民環境課長
	福祉医療課長
	農林課長
	観光課長
	まちづくり新幹線課長
	まちづくり新幹線課参事
	建設課長
	水道課長
	会計管理者
	学校教育課長
	社会教育課長
	議会事務局長
	農業委員会事務局長